

差出人: 九州農林水産物等輸出促進ネットワーク <yushutu_sokusin-kyushu@maff.go.jp>
送信日時: 2026年9月10日木曜日 11:21
件名: 九州農政局 農林水産物・食品等輸出関連情報メールマガジンNo.17 (2026.9.10)



九州農政局 農林水産物・食品等輸出関連情報メールマガジン2026.9.10



本メールマガジンは九州地域の輸出に関連した情報発信とネットワークづくりを支援するために配信しています。

<No.17インデックス>

- ▶ 【1】 【ご案内】 海外ビジネス・インバウンドビジネス・グローバル人材EXPO2026九州～ AI時代の「海外ビジネス」～の開催について
- ▶ 【2】 【ご案内】 (品目別セミナー) ドバイを中心としたUAEの食品市場の動向と、水産品輸出の可能性 (オンデマンド配信)
- ▶ 【3】 【情報共有】 輸出された日本産農林水産物・食品の各国・地域における水際検査結果等

【1】 【ご案内】 海外ビジネス・インバウンドビジネス・グローバル人材EXPO2026九州～ AI時代の「海外ビジネス」～の開催について

九州企業の「販路拡大」「人材確保」「インバウンド需要の取り込み」といった経営課題の解決につながるイベント
「海外ビジネスEXPO2026九州」(10月20日(火)・参加無料)をご案内します。

AIとの共存が描く ～九州発・新たな価値創造～

グローバルマーケットの今と成功事例のノウハウを九州へ！――。

いま九州企業が抱える経営課題の「次の一手」として、海外ビジネスへの注目が高まっています。

本EXPOでは、公的機関10団体と海外ビジネスの専門家39社が出展し、全20枠の無料セミナーも開催されます。

さらに、会場内では「インバウンドビジネスEXPO」「グローバル人材EXPO」も同時開催されます。

席数には限りがございます。この機会をお見逃しなく。

九州から、海外ビジネス成功への第一歩を踏み出しましょう！

▼ 開催概要

【日時】 2026年10月20日(火) 10:00～17:00

【会場】 福岡国際会議場 2階 多目的ホール (ワンフロア)

【交流会】 17:00開場／17:30開始 (会場内ネットワーキング・今年新設)

【参加費】 無料（事前申込制）

【主催】 海外ビジネスEXPO実行委員会

（株式会社Resorz／一般社団法人 国際連携推進協会）

▼ セミナー一覧

<https://www.digima-japan.com/expo/kyushu2026/seminar/>

▼ 事前申し込み

<https://www.digima-japan.com/expo/kyushu2026/application/>

詳細は以下ウェブページをご確認ください。

<https://www.digima-japan.com/expo/kyushu2026/>

【2】 【ご案内】（品目別セミナー）ドバイを中心としたUAEの食品市場の動向と、水産品輸出の可能性（オンデマンド配信）

輸出関連セミナーのご案内です。（ジェトロ主催）

農林水産物・食品分野等に関して、現地市場開拓に役立つヒントや最新マーケット情報をお届けするセミナー（ウェビナー）をオンデマンド配信にて開催します。

ドバイを中心としたUAEの食品市場の動向と、水産品輸出の可能性について解説します。水産物の輸出を目指す事業者様におかれましては、現地の市場状況をご理解いただき、今後のビジネスにお役立ていただきたく、ぜひご視聴ください。

- ・ 開催期間：2026年8月26日（水曜）～2027年3月12日（金曜）10時00分
- ・ 形式：オンデマンド配信（YouTube）
- ・ 申込締切：2027年03月11日（木曜） 23時59分

詳細は以下ウェブページをご確認ください。

<https://www.jetro.go.jp/events/afg/9aec8d60d11a8825.html>

【3】 【情報共有】 輸出された日本産農林水産物・食品の各国・地域における水際検査結果等

農林水産省から、主な輸出先国・地域(以下「輸出先」といいます。) で最近公表された、日本産農林水産物・食品（以下「日本産食品」といいます。）の水際検査結果等についてお知らせいたします。

1.中国（日本産食品の違反件数19件、2026年6月）

- ・日本産食品の違反件数は全548件中19件（参考：2026年5月は全706件中27件）で、国・地域別で違反件数が多かったのは上位からエクアドル（238件）、米国（48件）、ノルウェー及びブラジル（21件）。
- ・日本の違反19件のうち、上海税関におけるものが16件で最多。
- ・公表されている不合格理由は、「未承認の遺伝子組み換え成分の検出」が9件で最多。次いで「表示不合格」「要求に従った証明書又は合格証明書類の未提出」が各3件。

《注意》

- ・中国では、10都県（福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野、新潟）から輸出されるすべての食品・飼料等（新潟県産精米を除く）について、輸入停止措置が講じられています（10都県以外については農水省HPを参照）。

https://www.maff.go.jp/j/export/e_info/attach/pdf/hukushima_kakukokukensa-85.pdf

- ・上記10都県以外で製造された製品であっても、10都県を通過したことを理由として、中国税関において輸入不可とされた事案が発生しています。輸出の際にはご注意ください。

- ・中国の輸入食品海外製造企業登録管理システム（国際貿易シングルウィンドウ）に登録されている製造者等の名称、住所等の情報と、産地証明書記載内容が正確に一致していないこと、また産地証明書の主要加工原料の産地及び経路が正確に記載されていないことを理由に通関が認められない事例が発生しています。証明書申請の際は、登録された情報と正確に一致していることを十分にご確認ください。

また、「輸入食品海外製造企業登録管理規定」が改正され、海関総署令第280号として2026年6月1日より施行されていますのでご確認をお願いいたします。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/kigyuu_touroku4.html

- ・中国側より、中国食品安全国家基準に適合しない原材料及び添加物の使用など、製造加工工程に問題のある一部の食品生産企業について、当該企業からの輸入を一時停止するとの通達がありました。輸出にあたっては上記国家基準及び関連法令を再確認のほどお願いいたします。

（ご参考：中国海関総署輸出入食品安全局HP）

<http://jckspj.customs.gov.cn/spj/xxfw39/fxyj47/4677516/index.html>

2.台湾（日本産食品の違反件数3件、2026年7月）

- ・公表された41件の違反のうち、日本産食品の違反件数は3件。内訳は、残留農薬基準超過3件（メロン2件（フェニトロチオン、イプロジオン）、みかん1件（イソプロチオラン））。

《注意》

- ・日本産いちごの残留農薬基準値超過が頻発しているため、衛生福利部食品薬物管理署は来年2027年5月31日までの間、日本産いちごの輸入検査において全ロット検査（検査費用は台湾当局負担）を行っています。また、残留農薬基準値超過が確認された一部の事業者に対しては、上記期間に関わらず輸入申請者による検査経費負担での全ロット検査が行われています。

- ・日本産かんきつ（きんかん、うんしゅうみかん等）について、残留農薬基準値超過が確認された一部の事業者に対しては、輸入申請者による検査経費負担での全ロット検査が行われています。

- ・日本産メロンについて、残留農薬基準値超過が頻発したことにより、2026年9月17日まで、抜き取り検査の強化（抽出率の引き上げ）が行われています。なお、9月18日以降の措置については、台湾当局の発表をご確認ください。

ください。また、残留農薬基準値超過が確認された一部の事業者に対しては、輸入検査申請の受付を停止するとともに、この措置の解除後は、輸入申請者による検査経費負担での全ロット検査が行われます。

・日本産モクズガニから基準値を超えるダイオキシン類が検出されたことを受け、2027年6月18日までの間、日本産「その他活カニ類」の輸入検査において全ロット検査（検査費用は台湾当局負担）が行われています。（台湾衛生福利部HPダイオキシン規制に関する規定）

<https://www.fda.gov.tw/tc/includes/GetFile.ashx?id=f637225381788191946>

・2025年の不合格事案の発生状況を踏まえ、2026年は以下の日本産の品目について検査を強化することを発表しています。

（検査強化品目）

いちご、うんしゅうみかん、その他かんきつ類、メロン（以上、残留農薬基準違反）、乳幼児用菓子、冷凍いわし・にしん類小魚（以上、重金属含有量基準違反）

（台湾衛生福利部HP）

<https://www.fda.gov.tw/TC/siteContent.aspx?sid=2409>

青果物の継続的かつ安定的な輸出を推進していくため、輸出に取り組む事業者の皆様におかれては、台湾の残留農薬基準の確認・順守をお願いいたします。

（農林水産省HP：残留農薬基準値に関する情報）

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html

・このように青果物で残留農薬基準値超過が頻発しており、みなさまにおかれましては、台湾向けの生産方法を採用している園地から調達されるよう、改めて確認をお願いします。

3.香港（日本産食品の違反件数なし、2026年7月）

・同期間において、公表された違反はありませんでした。

《注意》

・輸入停止品の輸出や必要な書類の不備により、香港税関において輸入不可とされた事案が発生しておりますので、各輸出業者におかれては、香港側の輸入業者と十分に連絡をとり、適切に対応するようにしてください。

4.韓国（日本産食品の違反件数3件、2026年7月）

・食品医薬品安全処から公表された違反は3件。内訳は、保存料使用基準不適合及び細菌数基準不適合（飲料ベース）、酸化基準超過（食用油脂加工品）、フグ毒超過検出（冷凍マフグ）。

5.タイ（日本産食品の違反件数0件、2026年7月）

・同期間において、公表された違反はありませんでした。

6.米国（日本産食品の違反件数9件、2026年7月）

・公表された日本産食品の違反は9件。内訳は、食品として不適格1件（ソフトキャンディ）、GMP違反1件（サプリメント）、未承認着色料の使用2件（しょうが）及び不適切表示5件（キャンディ3件、出汁1件及び小梅1件）。

7.EU（日本産食品の違反件数2件、2026年7月）

・公表された日本産食品の違反は2件。内容は、残留農薬基準違反1件（粉末緑茶）及びクロストリジウム属菌検出1件（とんぶり瓶詰）。

《注意》

ポーランド向けの緑茶・抹茶において残留農薬基準値超過による違反が高い頻度で検出されています。各輸出業者におかれましては、十分ご留意ください。

8.豪州（日本産食品の違反件数0件、2026年6月）

・同期間において、公表された違反はありませんでした。

9.ベトナム

ベトナムは8月3日食品安全法改正案についてTBT通報(G/TBT/N/VNM/441)しました。製品公表手続きや輸入時検査についても盛り込まれています。改正は来年7月の予定です。当省からは不明確な点をコメントすると共に引き続き情報収集して参ります。

《注意》

・中国、香港、韓国、マカオ、ロシアは原発事故に関連する輸入規制を措置しています。規制措置の内容、証明書の申請手続き等については、以下のページをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/index.html



●農林水産物・食品の輸出支援ポータル

<https://www.jetro.go.jp/agriportal.html>

日本貿易振興機構(JETRO)や関係省庁・団体が収集した輸出に関する情報を一元的に提供しています。

●農林水産物・食品

<https://www.jetro.go.jp/industrytop/foods/>

農林水産物・食品の展示会や商談会等のイベント情報を提供しています。

●海外見本市、海外商談会、国内商談会、セミナー一覧

https://www.jetro.go.jp/industry/foods/foods_schedule.html

農林水産物等輸出相談窓口・問い合わせ先

<農林水産省ホームページ>

●農林水産物・食品輸出支援策ガイド

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/yusyutsugaido.html>

<九州農政局ホームページ>

<http://www.maff.go.jp/kyusyu/>

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>

(ネットワーク会員登録、メルマガ配信登録がこちらからできます。)

<http://www.maff.go.jp/kyusyu/keiei/zigyo/merumaga.html>

電話：096-300-6382

